

自作農創設維持事業と自作農組合

— 長野県北佐久郡御代田村の事例を中心に —

宇佐見 正史

- I. はじめに
- II. 自創事業の開始
 - 1. 長野県自創事業の動向
 - 2. 御代田村の地域概況
 - 3. 自創事業計画の樹立
- III. 自創事業の展開
 - 1. 自創事業の実績
 - 2. 自創対象農家の経済状況
 - 3. 年賦償還金の水準
- IV. 自作農組合の機能
 - 1. 自作農組合の結成と共済事業
 - 2. 自作農組合と農事改良事業
- V. おわりに

I. はじめに

本稿の課題は、長野県下の一農村の事例を対象に、1920年代後半から展開された自作農創設維持(自創)事業の特徴と、それが農村統合に果たした機能を考察することである。そしてその際、自創の対象となった農家を糾合して設置される自作農共済組合に着目し、小作・自小作層の社会統合の一側

面を検討していきたい。

自創政策・事業は、1920年代以降の日本の農地政策のなかで小作立法と並ぶもう一つの柱であった。しかし、その政策意図と効果については、土地売却は地主の任意に委ね（自由創定主義）、買い取りは小作人が行い、政府・道府県が補助金により低利資金を貸し付けるにすぎない（間接創定主義）ことから、微温的・対症療法的な政策であり、地主層の土地売り逃げと、小作層の小自作化・自小作化（小土地所有者化）による小作争議からの離脱（体制内化）をねらった矮小な争議鎮静化対策であった、という評価が一般的であるといえよう¹⁾。

たしかに、土地売却・購入という事業の実態からみた場合、土地所有関係それ自体の改編にとって、その微温的・矮小的性格が否定出来ないことは、本稿でも確認される場所である。しかし同時に、農民運動の高揚という社会情勢のもとで、自創政策が地主・小作間対立の緩和と、農村社会の安定化を目的として採用されたことを考慮するならば、さらにつぎのことが問われなければならない。すなわち、いかに小規模な土地であれ、自作地を所有または拡大するために、従来の小作料と同程度かそれ以下の負担（資金償還）を24年間負えばよい、あるいは負わねばならない、ということは、小作・自小作層にとってどのような経済的・社会的意味をもったのか、そして、土地購入だけでなく資金償還の過程を通じて、当該階層の農村秩序への統合はどのように進んだのか。

このような視角から、本稿では、1920年代後半～30年代半ばの時期を中心に、対象地における自創の展開過程と、資金償還のために設立された自作農共済組合²⁾の事業、という二つの点に焦点を絞り、ⅡとⅢで前者を、Ⅳで後者を取り上げ、自創事業の農村統合上の意義を考察していく。

本稿の対象地は、長野県北佐久郡御代田村（現御代田町）である。同村は、長野県下において自創事業が模範的に展開した優良事例を示す村の一つであり³⁾、本稿の視点にとって、好適な素材であると考えられる。

II. 自創事業の開始

1. 長野県自創事業の動向

御代田村についての分析に先立ち、本節では、県レベルの自創事業の特徴を概括的に検討しておこう。

長野県の自作農創設は1926年から開始され、自作農維持は昭和恐慌が深刻化した1932年から実施される。恐慌期における県の自創事業の方針は、つぎの三点を特徴としていた。すなわち、第一に、資金借受者は5反以上を耕作し、田畑の所有地・購入地合わせて見積額4,000円を限度とし、貸付金は2,000円程度とする、第二に、借受者に自作農組合を結成させ、貯金により資金償還を確保する、第三に、創設事業に重点を置く、である⁴⁾。

こうして展開された自創事業について、県当局は1930年代半ばの時点でどのように状況を認識していたか。まず、実施の必要性に関して、「本県農家ノ負債巨額ニシテ農耕地所有権ハ極メテ不安定トナリ、独り小作農ノミナラズ自作農家ヲモ耕作不安ニ陥レ居ルコトハ本県ノ特殊性トモ云フベク従ツテ真ニ自作農創定政策ノ必要アルモノナリ」と、創設の意義を強調している。

事業の普及については「事業実施町村一一八、産業組合七一ニシテ、之ヲ行政区劃ニ依リ見ルトキハ一七三ヶ町村ニシテ県下三八四ヶ町村ノ半数ニ達セザルノ状況ナリ」と、実施町村数からみた普及度が45%程度と指摘している。

そして、恐慌下の資金償還の困難さを、「昭和五年以来農業不振ノ影響ヲ受ケ資金貸付者中資金ノ償還ニ支障ヲ来スモノヲ多ク生ズルニ至レリ」と、述べている。この対策として、つぎのように償還組合の設立を勧奨してい

る。いわく「滞納金ハ町村、産業組合若クハ県ノ立替支払トナリ居ルモノナレバ県ハ償還組合ヲ設立シテ償還金ノ準備積立、備荒貯蓄ヲ奨励スルト共ニ滞納ハ年々整理シニケ年以上ニ亘ラザル様貸付団体ヲ指導督励シツツアリ」と⁵⁾。

このように、1930年代半ばにおける県当局の認識によれば、貸付資金償還の困難さが自創事業の隘路となり、その克服策として償還組合が位置づけられているのである。

さて、前述のような方針のもとに、県の自創事業は1946年まで行われた。その合計は、貸付金額1,290万円、対象者23,728人、田の創設地3,072町歩・維持地151町歩、畑の創設地2,664町歩・維持地187町歩である。貸付金額・対象者数・創設面積それぞれ、おおよそ1930～32年度、1935～39年度、1943～45年度という三つのピークを描き、とくに貸付金額はピークの時期を下るごとに増加している。また、維持面積は、1943・44年度に急増しており、創設・維持ともに戦時体制期の進展がめざましい⁶⁾。

以上のような県全体の動向と比較して、後述するように、御代田村の自創事業は1920年代後半～30年代前半に本格的に展開し、また償還組合＝自作農共済組合を早期に結成している、というズレをもつ。この意味で、御代田村の自創事業の先駆性がみてとれるのである。

2. 御代田村の地域概況

御代田村は、北佐久郡の北東、浅間山の南方に位置する信越線沿いの村で、児玉・栄町・荒町・西屋敷・上宿・中宿・下宿の7集落からなる、総戸数約450戸の農山村である。土地構成(1935年)をみると、田155.7町、畑264.7町、山林181.7町、原野68.7町となっており⁷⁾、畑については約8割が桑畑である⁸⁾。生産物価額(1932年)は総額125,436円で、主なものは農産物45%、蚕繭糸36%、工産物13%という構成をとる。農産物については

表1 耕地所有規模別戸数

（単位：戸）

年次	5反未満	5～10	10～30	30～50	50～100	100～500	合計
1926	79	53	49	29	8	1	219
28	78	52	50	28	8	1	217
30	86	57	51	27	7	1	229
32	104	65	53	25	6	1	254
34	117	70	55	24	6	1	273

出典：農林省農務局『自作農創設維持事例（其ノ一）』（1935年）。

表2 自作地・小作地別面積

（単位：町，%）

年次	田			畑			合計		
	自作地	小作地	小作地率	自作地	小作地	小作地率	自作地	小作地	小作地率
1926	32.6	121.8	78.8	83.6	181.2	68.4	116.2	303.0	72.3
28	32.3	122.2	79.0	82.6	182.2	68.8	114.9	304.4	72.6
30	40.0	114.6	74.1	88.3	176.5	66.7	128.3	291.1	69.4
32	46.6	108.0	69.9	97.0	167.8	63.4	143.6	275.8	65.8
34	53.5	101.1	65.4	103.2	161.6	61.0	156.7	262.7	62.6

出典：表1に同じ。

米麦、甘藍^{かんらん}、漬大根で価額の大半をしめ、その他馬鈴薯、白菜が続き、また養蚕農家は全農家の7割弱である⁹⁾。

このように、米麦・養蚕を基軸として、甘藍・漬大根といった商品生産を展開していることが、本村の農業生産の特徴といえる¹⁰⁾。なお、耕地は、浅間山麓扇状堆積土の火山灰・砂礫土のために、水田の保水力と肥料吸収力が弱く、不良気象による冷害を受けやすいという特質があった¹¹⁾。

耕地所有規模別戸数をみると（表1）、1920年代後半から30年代前半にかけて3～10町所有層の減少と、1町未満所有層、なかんずく5反未満層の増加が著しい。恐慌下の中小地主層の経済的打撃と、後にみる自創事業の展開が、零細所有層の増大という結果をもたらしたといえよう。

自小作地別面積（表2）について特徴的なのは、小作地率の高さである。時期を経るごとに低下しつつあるとはいえ、郡の平均小作地率が田59.8%、畑

表3 自小作別農家戸数

(単位：戸)

年次	自作	自小作	小作	合計
1928	67	113	159	339
30	71	106	163	340
31	72	105	163	340
32	72	106	163	341
33	72	106	164	341
36	78	132	140	350

出典：①～⑤、『昭和十一年 御代田村勢要覧』。

表4 経営規模別戸数

(単位：戸)

年次	5反未満	5～10	10～30	30～	合計
1928	109	125	104	1	339
30	131	152	56	1	340
31	131	152	57	—	340
32	131	153	57	—	341
33	131	153	57	—	341

出典：①～⑤。

41.3%¹²⁾であるのと比べると、その高さは顕著である。このことを反映し、農家戸数の5割弱が小作農という構成をとり、自小作農とも合わせて8割の農家が多かれ少なかれ地主・小作関係に包含されていたのである(表3)。

経営規模別戸数の推移をみると(表4)、1928年から30年の変化については数値に疑問があるが、1930年代前半はほぼ一定しており、農家の8割強が1町未満経営層である。ちなみに、本村の農家1戸あたり平均経営規模(1932年)は、田3.7反・畑3.2反の計6.9反である¹³⁾。

以上のように、本村の土地所有関係の最大の特徴は、小作地率の高さに現れているような地主・小作関係の高度な展開である。そして、農業経営については、小作・自小作層の零細経営が支配的でありながらも、米麦・養蚕に加え都市市場向けの高原野菜生産を進展させていた。こうした所有・経営面での本村特有の構造が、自創事業展開の起動因となると同時に、事業の発展

を支える条件となっていくことは、後述するとおりである。

3. 自創事業計画の樹立

御代田村の自創事業は、1928年4月の資金貸付規程の設定と当該年度の事業計画樹立をもって開始された。本節では、事業計画の要点を検討することにより、本村自創事業の目的を明らかにする。

前節でみたように、本村は、小作地率の顕著な高さと自作農比率の低さ、すなわち地主的土地所有の高度な展開という特徴をもっていた。しかも、表5の在村・不在地主別小作地にみるように、村内小作地のうち

表5 小作地の内訳（1928年）

（単位：町）

	田	畑	合計
在村地主所有	76.6	124.2	200.8
不在地主所有	45.6	58.0	103.6
合計	122.2	182.2	304.4

出典：①。

不在地主所有地が田で37%、畑で32%、合計で34%と、不在地主の所有比率が比較的高い。そして、このような他町村民への土地流出は村政上の一大問題となっており¹⁴⁾、この点こそが本村の自創事業を強力かつ早期に推進させた客観的要因であった。計画書は、この事情をつぎのように指摘している。

「本村耕地ハ……約三分ノ一ハ他町村地主ノ占有ニ歸スルヲ以テ自作農少ク……農家全戸数三百四十戸ニ対シ僅ニ七十戸弱ニ過ギズ而シテ該自作農ガ耕作田ノ反別ハ総田反別ノ十分ノ二位ノ程度ナレバ農村ノ經濟上又農業經營上ノ見地ヨリ想定スルキハ渾テノ情態ガ荒廢ニ屬スルノ事實ハ否認スルヲ得ザルモノトス 故ニ農村タル本村ノ基礎ヲ鞏固ニスルニハ農家全戸数ノ三分ノ一位迄ニ達スルノ自作農ヲ創設スルノ必要アルヲ認ム之レガ目的ヲ達成スルノ手段方法トシテハ他町村地主ノ所有田畑ヲ主トシテ本村地主ノ所有田畑モ融通ノ出来得ル限りニ於テ反別六十町歩地価金大凡一万円

現時ノ売買相場トシテ約拾八万円之レヲ拾ケ年計画ニテ一ケ年一万八千円宛成規ニヨリ借用シ自作農ヲ創設維持セント欲スルノ成案ナリ」¹⁵⁾(傍点は引用者)

ここでは、農家戸数にしめる自作農比率を高めるため、不在地主の小作地を中心に、在村地主所有地も合わせて10か年で60町歩を創設する計画が示されている。そして、村当局は、初年度事業の対象を不在地主の一つである佐久銀行(北佐久郡岩村田町)に定めて、つぎのように県に対して自創資金借入を要請した。

「今回資金ノ拝借ヲ得テ購求セント欲スル土地ハ大部分ハ佐久銀行ノ所有ニ属シ素ヨリ利益ニアラザル物件ヲ営利会社タル銀行ノ好ンデ所有スベキ者ニアラズ已ムヲ得ザル場合ヨリシテ所持スルニ至リタルモノナレバ売却方ヲ取り急グハ当然ノ事ト存候加之ナラズ小作者以外ニ於テモ購求セント欲スル者モ有之候得共該銀行ノ所有ニ属スル部分ハ一時ニ購求度致……万一他ニ売却セラレンカ該小作者ハ他ニ耕スベキ土地ナク畑ノ多クハ桑樹ノ植栽地ニ有之候間完ク養蚕ト普通農事トヲ営ム能ハザルノ悲境ニ陥ルベキニヨリ思想ノ悪化モ招来スベキノ恐れ有之候……」¹⁶⁾(傍点は引用者)

みられるように、銀行所有の小作地が当該小作地を耕作する小作人以外に売却されることを回避し、農地取得による農業経営安定化のために、自創資金を導入することが企図されているのである。

以上のように、御代田村の自創事業は、1920年代の農村不況下での土地喪失・村外所有者への流出による農業経営の不安定化を克服するため、不在地主小作地の村内への還流を主目的とし、その手始めとして、1928年度の佐久銀行所有地の放出・小作人への売却を対象とすべく計画されたのであった。次章では、自創事業の実績とその特徴を検討していこう。

III. 自創事業の展開

1. 自創事業の実績

御代田村の自創事業は、1928年度から開始され41年度まで行われた。本節では、事業実績を、累年の創設面積・対象人員・貸付金額、土地売却地主・土地購入者の特徴といった諸側面から検討し、自創事業の全体像を明らかにしていく。

1) 自創事業実績の概況

表6にみるように、事業は1928～34、1937～41年度の12か年度に実行された。合計をみると、対象人員は121人であり、延べ数であるため正確な比

表6 自創事業の実績

(単位：人、円、反)

年 度	人 員	貸付金額				計
			田	畑	宅 地	
1928	24	24,000	51.101	31.104	—	82.205
29	19	14,600	26.302	14.906	—	41.208
30	17	13,600	26.813	24.629	0.819	51.901
31	22	17,700	38.809	59.529	—	98.408
32	8	3,100	4.021	15.507	—	22.528
33	15	12,200	34.908	43.827	—	78.805
34	7	4,750	12.626	15.416	—	28.112
37	4	2,650	4.417	7.501	—	11.918
38	2	1,923	5.805	4.502	—	10.307
39	1	1,900	5.117	0.307	—	5.424
40	1	700	—	3.400	—	3.400
41	1	1,300	8.308	3.714	—	12.022
合 計	121	98,423	218.507	224.622	0.819	443.129

出典：①～⑫。

較ではないが、1928年度の小作159戸（前掲表3）の約76%が対象となっている。貸付金額は98,000円余、創設面積は田畑とも同程度で合計44町余となっており、前述の当初計画の60町歩創設を若干下回っている。なお、創設のみで維持事業は行われなかった。

また、対象人員・貸付金額・創設面積いずれについても、1928～34年度の期間の実績が合計の約9割に達し、なかでも28～31年度の集中度が高い。本村の自創事業は、開始から数か年度のうちに重点的に展開されたことがみてとれるのである。

さて、以上のような実績面積は、本村の小作地に対してどの程度の割合をしめたであろうか。1928年度の小作地面積（前掲表2）と比較すると、創設面積は田の17.9%、畑の12.3%、全小作地の14.6%となっている。また、全耕地の小作地率は、1934年までに10ポイント下がり、とくに田小作地率の13.6ポイントの低下が顕著である。依然として小作地率が60%を超えているとはいえ、小作地の1～2割の自作地化を短期間のうちに遂行したことは、本村の土地所有構造に少なからぬインパクトを与えたといえよう。この点は、1928年度から34年度にかけて、耕地所有者が56戸増加するなかで、3町以上所有層が減少し、3町未満層、なかでも5反未満層の増加が多いことに現れている（前掲表1）。所有規模の変化からみると、自創事業は5反未満層の小規模所有者の創出に帰結したのであった。

2) 土地売却地主

表7は、土地売却地主の人数、階層（土地所有規模）、在村・不在別、売却面積・件数を示している。史料の欠落のため地主の所有規模が不明の年度が若干あり、正確な数値が期せないが、これにより土地売却の特徴をみていこう。

前述のように、御代田村の自創事業は、不在地主である佐久銀行所有地の自作地化を起爆剤とすべく、計画・開始された。表出していない1928年度

表 7 自創事業による土地売却地主の階層と売却面積

(単位：件，人，反)

年 度	区分	1反以上～ 5反未満	5～10	10～30	30～50	50～100	100～300	合 計
1930	a			5(3) 12.112	1(1) 6.329	1(1) 5.729	6(2) 14.700	13(7) 39.110
	b				1(1) 4.316	1(1) 4.310	1(1) 3.706	3(3) 12.402
31	a		1(1) 3.413	11(5) 44.109	1(1) 8.224			13(7) 55.816
	b	1(1) 1.521		2(2) 22.009		4(1) 13.313	2(1) 5.609	9(5) 42.522
32	a		1(1) 1.308	4(3) 11.517		1(1) 5.214		6(5) 18.109
	b	1(1) 2.418	1(1) 2.001					2(2) 4.419
33	a		3(3) 5.829	6(6) 37.610		1(1) 8.308		10(10) 51.817
	b	1(1) 2.322	2(2) 9.902	1(1) 11.117	1(1) 3.507			5(5) 26.918
34	a			4(4) 19.907				4(4) 19.907
	b		2(1) 5.417	1(1) 2.718				3(2) 8.205
37	a		1(1) 5.526		1(1) 1.614		1(1) 2.423	3(3) 9.703
	b	1(1) 2.215						1(1) 2.215
38	a		2(2) 10.307					2(2) 10.307
	b							
39	a			1(1) 5.424				1(1) 5.424
	b							

出典：③～⑥，⑨⑩。

注：1) 1928・29・40・41年度については不明。

2) 「区分」の a は在村地主，b は不在地主。

3) 各欄の上段は件数（カッコ内は人数）であり，たとえば5(3)の場合，その階層の3人の地主が合計5件の売却を行ったことを示す。下段はその階層の地主が売却した田畑合計面積。

については、佐久銀行が19人に対して合計66.911反、そのほか不在個人地主が6.725反、在村個人地主が6.210反を売却している¹⁷⁾。このように、創設面積82.205反のおよそ8割が銀行所有地の売却に依っていたのであり、初年度事業が所期の目的に沿って行われたことがわかる。

表出していない1928・41年度と表7の年度の数値を合計すると、在村地主が55人・42件で売却面積216.523反、不在地主が26人・41件で売却面積182.619反となる¹⁸⁾。これらの売却面積と前掲表5を対照すると、1928年度の在村地主小作地の10.4%、不在地主小作地の17.6%が売却されたことになり、小作地にしめる売却地の割合からみれば、後者の売却にウエイトがかかっている。また、地主1人あたり・1件あたりの売却面積についても、在村地主がそれぞれ3.9反・5.1反、不在地主が7.0反・9.5反と、不在地主のほうが大きい。

売却地主の階層をみると、5反～3町所有層、とくに1～3町所有層に比較的多く分布している。ただし、1930～33年度には3～5町、また5町以上所有層も少なからず存在している。本村の自創事業は、土地売却者の所有規模からみた場合、1～3町所有層を中核としながら、5反～1町所有層が続き、そして初期には3町以上層の売却も巻き込みながら推進されていったのである。なお、在村地主・不在地主別の相違をみると、不在地主は1930・31年度は5町以上層が存在するものの、以後はおおむね3町未満層に分布し、在村地主にはない5反未満の零細所有層の売却が目立っている。

以上のように、自創による小作地売却は、人数・面積とも1町以上3町未満所有の中小地主層を中心に、1930年代初頭には5町以上所有の規模の大きい地主層をも対象として展開された。また、5反未満の零細所有層は、不在地主のみである。小作地にしめる売却地の割合、そして1人あたり・1件あたりの売却面積は、いずれも不在地主が在村地主を凌駕している。

3) 自創事業対象農家

ここでは、自創により土地を買い受けることになった農家について、その所有・経営規模や土地購入面積を検討する。対象農家は、「現ニ耕作ニ従事シ自作田畑ノ経営ヲ持続シ得ル見込アルモノニシテ其ノ選定ハ專業農家ヲ先順位ト」することとされ、創設の際の優先順位は、「農業ニヨリ主トシテ生計ヲ樹ツル小作農小作兼自作農及自作兼小作農」・「農業ニヨリ主トシテ生計ヲ樹ツル自作農又ハ農業労働者」と決められた¹⁹⁾。すなわち、あくまで農業者として精進しうる小作・自小作農が対象とされたのである。

最初に、表8で土地所有規模をみよう。まず、購入前についてみると、年度別の1戸あたりの平均所有規模は、無所有から2反までと、きわめて零細である。所有規模別では、ほとんどが無所有層に属し、ほんのわずかの農家が1町未満の階層に分布している。このように、本村の自創事業は、無所有層を中心とする零細所有小作農を主な対象としていたのであった。

表8 自創事業対象農家の所有規模別戸数

(単位：戸、反)

年度	0	1反未満	~3	3~5	5~7	7~10	10~15	a	b
1928	17	3 2	3 9	1 8	3	2		0.4	3.6
30	10	1	2 3	2 7	2 3	1	2	2.0	5.0
32	6		4	1 1	2	1	1	1.5	4.4
33	13		1 6	3	1 1	1	4	0.4	5.7
34	6		3	1 2		1	1	0.7	4.7
37	4		3		1			0	3.0
38	2			1	1			0	5.1
39	1				1			0	5.4
41	1						1	0	12.0

出典：①③⑤⑥⑨⑫。

注：1) 1929・31・40年度については不明。

2) 左欄が購入前の所有規模別戸数、右欄が購入後の所有規模別戸数。

3) aは購入前の1戸あたり所有規模、bは購入後の1戸あたり所有規模。

4) 1930年度については、宅地のみ購入の1戸は除外。

表9 自創事業による土地購入規模別戸数

(単位：戸，反)

年度	1反未満	～3	3～5	5～7	7～10	10～15	15～20	合計	a
1928	2	10	7	4	1			24	3.4
29		15	4					19	2.2
30	1	7	6	2				16	1.7
31	2	9	4	3	1	2	1	22	4.5
32		5	2	1				8	2.8
33		6	3	2	2	2		15	5.2
34		4	2			1		7	4.0
37		3		1				4	3.0
38			1	1				2	5.2
39				1				1	5.4
40			1					1	3.4
41						1		1	12.0
合計	5	59	30	15	4	6	1	120	3.4

出典：①～⑥，⑨～⑫。

注：1) 田畑合計の面積。

2) 1930年度については，宅地のみ購入の1戸は除外。

3) aは1戸あたり平均購入規模。

では，これら零細所有小作農は，どの程度の規模の土地を購入したのか。表9によると，年度別の1戸あたりの平均購入規模は，最低1.7反，最高1.2町であり，全体の平均は3.4反となっている。規模別でみると，1～5反の範囲に，創設戸数のおよそ4分の3にあたる89戸が存在し，とくに1～3反規模に約半数の59戸が集中している。ただ，量的には少ないものの，年度によっては1町前後～2町規模の購入農家があったことに留意する必要がある（この点後述）。

さて，こうした土地購入により，対象農家の所有規模はどのように変化したか。表8に戻り，年度別の購入後の1戸あたり平均所有規模をみると，3反～1.2町の範囲に分布し，とりわけ5反前後の規模が多い。ごく大雑把に言えば，無所有～3反程度の零細所有層が，1～5反程度の土地を購入し，

表 10 自創事業対象者の経営規模別戸数

（単位：戸、反）

年度	3反以上 ～5反未満	5～7	7～10	10～15	15～20	20～25	合計	a
1928	1 2.5	2 0.7	6 3.4	8 3.4	5 2.8	2 7.1	24 3.4	12.8
30	1 2.1	2 4.6	9 3.2	3 3.1	1 1.5		16 1.7	9.8
31	1 0.4	1 2.3	7 1.8	10 5.5	1 5.4	2 11.0	22 4.5	11.3
32		2 1.8	4 2.3	2 4.9			8 2.8	9.5
33			7 4.4	8 6.0			15 5.2	13.3
34			1 2.2	5 2.9	1 11.1		7 4.0	11.6
37	1 2.2		1 1.6	2 4.0			4 3.0	9.1
38			1 3.8	1 6.4			2 5.2	11.3
39					1 5.4		1 5.4	17.7
41				1 12.0			1 12.0	12.0

出典：①，③～⑥，⑨⑩⑫。

注：1) 1929・40年度については不明。

2) 1930年度については、宅地のみ購入の1戸は除外。

3) 各欄の上段は戸数，下段は自創事業による1戸あたり田畑平均購入規模。

4) aは1戸あたり平均経営規模。

3～5反程度の所有農家になる，というのが自創対象農家の平均的な姿であったといえよう。

これまでは所有規模を基準にみてきたが，つぎに表10により経営規模から対象農家の特徴を検討しよう。まず，年度別の1戸あたりの平均経営規模は1町前後から最大1.7町に及んでいる。また，規模別戸数をみると，7反～1.5町層に集中する傾向がみられる。1町以上の経営層は，本村の農家戸数

にしめる比率が約 17% であり（前掲表 4）、規模からみた場合の上層農といえる。このような階層に対象農家の量的比重がかかったのは、前述の「規程」の内容、すなわち経営的前進が可能な農家を優先対象とするという方針が反映された結果であった。

それと同時に表 10 からは、経営規模が大きくなるにつれ、土地購入規模も大きくなる傾向がみられる。先にみた 1 町以上規模の購入農家は、1 町以上とりわけ 1.5 町以上の経営上層に属しているといえよう。

以上、自創対象農家の特徴を検討してきた。やや図式的に示せば、御代田村の自創事業の平均的な形態は、0~3 反所有・7 反~1.5 町経営の小作農が、1~5 反の土地を購入して、3~5 反所有・7 反~1.5 町経営の小作・小自作農になるというものであった。したがって、無所有・零細所有の小作農に小規模自作地を付与するという点では一定の効果をあげたものの、前掲表 3 にみるように、自作農の大幅増加、すなわち「自作農」創設にはほど遠く、小作の微減と小自作の微増という結果にとどまったのである。ただし、経営規模の比較的大きい上層農のなかには、1 町以上の土地購入を可能とする層も存在した。

4) 資金貸付

自創資金貸付額については、「貳千円以内トシ土地ノ購入価格又ハ土地抵当債務額ノ全額トス 但シ全額未滿ノ貸付ヲ受ケムトスル者ニ対スル貸付金額ハ其ノ要求額トス」と、定められた²⁰⁾。しかし、表 11 にみられるように、1928 年度には 2,430 円が 1 戸と、2,000 円を超過している場合もある（1929・31 年度はそれぞれ 2,000 円が 1 戸ずつ）。これは、当該対象農家が 2.3 町を営し、資金償還能力があると判断されたことによる例外措置であった²¹⁾。

ところで、貸付金額の基準となる反当土地標準価格は、小作料金額から公租公課を控除した額を 0.06227 で除して算出される²²⁾。このため、貸付金額は、購入土地面積とその小作料水準によって規定された。表 11 のように、

表 11 自創事業による資金貸付額別戸数

（単位：戸，円）

年度	100円未満	～300	～500	～700	～1,000	～1,500	～2,000	～2,500	合計	a
1928	2	1	2	2	3	11	2	1	24	1,000
29		5	6		2	2	3	1	19	768
30		2	6	2	1	2	4		17	800
31		4	3	5	5		4	1	22	805
32		2	4	2					8	388
33		2	2	2	3	4	2		15	813
34			2	2	1	2			7	679
37			1	1	2				4	663
38					1	1			2	962
39							1		1	1,900
40					1				1	700
41						1			1	1,300
合計	2	16	26	16	19	23	16	3	121	813

出典：①～⑥，⑨～⑫。

注：aは1戸あたり平均貸付金額。

事業全体の1戸あたり平均貸付額は813円である。買い受け農家にとっての問題は、土地を所有することのメリットに加え、たとえ長期にわたろうとも、貸付金償還が従来の小作料負担より軽減されるという経済的利益が実現できるか否かにある。このような貸付金額の年賦償還金と小作料水準との関係については、本章第3節で検討する。

2. 自創対象農家の経済状況

前節では、自創事業対象農家の特徴について、土地所有・経営規模という面から検討を加えた。本節では、1928年度の対象農家を事例にとり、その収支構造に限定して農家経営の一端を明らかにする。

表 12 自創事業対象者の経済状況 (1928 年度)

(単位：戸，円)

経営規模	戸数	収 入					支 出					剰余
		田小作	畑小作	自作	養蚕その他	計	生活費	教育費	公課	その他	計	
3反以上 5反未満	1	70	60	—	310	440	250	20	4	80	354	86
5～7	2	80	95	—	440	615	340	20	6	165	531	84
7～10	6	280	158	33	517	988	542	33	8	253	836	152
10～15	8	163	145	26	594	928	503	15	11	246	775	153
15～20	5	268	140	18	608	1,034	653	20	12	199	884	150
20～25	2	175	220	—	575	970	525	—	13	230	768	202

出典：①。

注：1戸あたり平均。

前掲表 8～11 を考慮しながら，表 12 の対象農家の 1 戸あたり平均収支をみよう。まず，収入については，24 戸のうち 17 戸が無所有，7 戸が 5 反未満所有層であることを反映して自作収入が僅少であり，そのため，小作収入と，養蚕その他の収入に依存する構造になっている。後者は，全階層を通じて収入のおよそ 5～7 割におよび，とりわけ 3～7 反経営層では 7 割を超えている。経営規模の狭小な小作農にとって，養蚕やその他の副業収入が不可欠であったことがわかる。

支出の最大項目は，いうまでもなく生活費であり，収入の 5～6 割をしめる。収入から支出を差し引いた剰余は，3～5 反層が 80 円台，7 反～2 町層が約 150 円，2 町以上層が約 200 円という格差を示している。そして，7 反～2 町層に対する 2 町以上層の剰余格差は，経営規模による収入の多さというよりも，生活費を中心に支出を切り詰めたことによって生じたものといえよう。平均購入規模が 3.4 反というなかで，2 町以上層が平均 7.1 反の購入が可能となったのは，このような剰余の存在によるところが大きかったと推察できる。

ともあれ，100～200 円という年間剰余額からみれば，年賦によるとはい

え最終的に1戸あたり平均1,000円、最高レベルでは2,000円前後となる貸付金の返済は、農家経営にとって決して軽微な負担とはいえないだろう。恐慌による養蚕やその他の副業収入への打撃は、農家経営に甚大な影響を与え、収支をマイナスに転じさせかねない。また、自作収入が若干増加しても、新たな公租公課負担によって相殺される可能性もありうる。自創事業の安定的遂行にとって、資金償還を確実に担保する社会的装置が必要不可欠となる所以である。

3. 年賦償還金の水準

年賦償還に関しては、貸付金利率は年3.53%以内、据置期間は1年以内、償還期間は24年と定められ、利子補給などにより償還金額が軽減された場合には、期間短縮も可能とされた²³⁾。小作料納入に代わる年賦金支払は、創設農家にとってどのような意味をもったのだろうか。

表13は、1928年度の対象農家の購入田畑について、その土地の小作料（金納換算額）と償還年賦額を比較したものである。不明の5戸を除外した19戸のうち、年賦額と小作料額が同水準となるのが2戸、前者が後者を上回るのが3戸、前者が後者を下回るのが14戸である。このように、おむね年賦額が小作料額より低く、なかには50%も下回る場合もあった。ちなみに、年賦額が20%以上も上回る2戸は、いず

表13 創設自作地の小作料と貸付資金年賦額の比較

（単位：%，戸）

年賦額 小作料 × 100	戸 数
以上 未満	
130 ~ 140	1
120 ~ 130	1
110 ~ 120	0
101 ~ 110	1
100	2
90 ~ 100	3
80 ~ 90	0
70 ~ 80	6
60 ~ 70	2
50 ~ 60	2
40 ~ 50	1
不 明	5
合 計	24

出典：①。

注：1) 1928年度対象農家についてのもの。

2) 小作料は、創設自作地（田畑合計）が小作地であった時に支払うべき小作料の金納換算額。

れも購入面積が小さく (0.6反と1.2反)、貸付額・年賦額とも少額である²⁴⁾。

以上のように、年賦額がきわめて少額であるような場合には、小作料額を超える年賦額が許容・設定されることはあるものの、少なからぬ農家にとっては年々の負担は減少することになったのである。

しかし、このことは、農家経営の圧迫要因が大幅に減殺されたことを意味するのではない。依然として残る小作地の小作料負担は、小作条件に変化がなければ従前と同様である。この点を措くとしても、最悪の場合には地主による土地取り上げの可能性をはらんでいたとはいえ、小作地であれば、作況その他を理由とする小作料滞納が認められないわけではない。しかし、創設自作地においては、償還方法変更や償還条件緩和の措置があるものの、原則として年賦償還金の確実な返済が義務づけられているため、不作や農産物価格の下落はただちに負担の増大につながる。最長24か年にわたる償還を確実にし、そのために、創設農家の営農条件を整備し、経営的發展を可能とするような自助的組織が不可欠となる。御代田村自作農創設維持共済組合(以下、自作農組合と略記)は、かかる機能を具備する社会的装置たるべく設立されたのであった。

IV. 自作農組合の機能

1. 自作農組合の結成と共済事業

自作農組合の嚆矢は、1929年3月に結成された児玉自作農創設維持共済組合であり、これは、1928年度の自創事業対象者であった児玉区の24名によって設立された。そして、児玉区以外の自創対象者の増加にともない、翌1930年3月に御代田村一円を区域とする組合に改称・改組され、創設農家は必ず加入することが決定されたのである²⁵⁾。

組合役員については、総会での組合員の互選により組合長・副組合長各1名、幹事5名（各区に担当）が2年の任期で置かれた。組合の経費は、規約では新規加入者が支払う加入金（1人あたり1円）によって賄われることになっていたが、年度を経るごとに新規加入者、つまり創設農家が減少していったため、実際には組合員の組合費拠出と村からの補助金が収入の多くをしめるようになる²⁶⁾。

組合の事業目的は大きく分けて二つある。第一は、組合員に貯金を義務づけることにより自創資金償還を確実にし、同時に組合員に対する共済を行うことであり、第二は、第一の目的を担保するための営農条件改善をめざす勸業・農事改良事業である。後者については次節で検討することにして、本節では前者の特徴をみていこう。

規約によれば、組合員は、毎年8月末と12月末の2回に分けて借入金額の0.065%を払い込み、その積立金から当該年度の償還金が支払われ、その残余は準備金（備荒貯金）に充当される。準備金は、総会の決議により、償還金の不足が生じた場合の補填と、組合員の共済のための貸付に支出される。組合員への貸付利率は、積立金の預金（御代田産業組合または銀行）利率と同率とされた。また、払込金の滞納に対しては、期日後1日につき払込金額の0.5%の過怠金が徴収され、滞納が3か月を超えると総会の決議により除名処分となる。

このように、共済事業は、貸付金返済のために制裁措置をともなった義務的貯金の還元給付として行われるものだった。しかし、共済事業の農家経済に与えた影響は、現実には限定的であったといわざるをえない。というのは、第一に、そもそも昭和恐慌期には払込金の納入自体が滞りがちであり、とくに佐久地方の米作が不作であった1931年度においては、準備金によって償還金を支払ってもなお不足が生じる始末であった²⁷⁾。このため、資金償還のための払込金を確保することが第一義的な目的とされ、貸付のための十分な資金的余裕が欠いていた。したがって、第二に、共済資金貸付は低調

にならざるをえず、たとえば、1933年末の貸付人員は32名と、この時点までの自創対象者105名(前掲表6)の3割弱にすぎず、貸付金額も1名あたり平均9円程度にとどまっていた²⁸⁾。

以上、共済事業については、創設農家による貯金=資金貸与という互助的性格の意義は薄れ、とりわけ恐慌期には、資金償還の強制装置としての機能が前面に出ることとなった。かくして、自創農家の農業経営安定化は、自作農組合による農事改良事業に委ねられることになるのである。

2. 自作農組合と農事改良事業

自作農組合による農事改良事業は、大別して三つの領域で展開された。第一は、冬期農閑期を利用した土地改良事業、第二は、村農会の指導による稲作増収品評会や、有畜化・経営多角化のための事業、第三は、農産物の共同出荷事業の奨励、である²⁹⁾。以下、順次その内容と特徴をみていこう。

第一の土地改良事業は、自作農組合員の労力奉仕により、水田の排水施行と客土を行うことである。前述のように、御代田村は火山灰と砂礫土のため水田の保水力・肥料吸収力に難があり、その克服のためには土地条件の整備は急務であった。この事業の注目すべき点は、事業の資材購入費を開墾助成法に基づく小用排水開墾助成金³⁰⁾の交付を受けて支弁し、自作農組合員の義務的出役による労力奉仕によることで、経費支出を極力抑制したことである。助成金の残額は手当てとして配分されるものの、自創対象農家の無償労働提供に依存することで、懸案となっていた土地改良事業を一挙的に進め、かつそれにより自作農組合への自創農家の求心力を高めていったのであった。

こうして、当該事業は、1930～34年の5年間に、水田2.84町歩の排水施行と6.14町歩の客土を実施し³¹⁾、さらに1936年からは経済更生特別助成事業の一環として引き継がれていく³²⁾。この意味で、自作農組合の土地改良

事業は、御代田村の耕地条件向上を先導的に進め、農業生産力増強の一契機を成したといえよう。

第二の農会の指導による農業経営改善事業は、稲作増収をめざす品評会開催、経営有畜化と肥料自給を目的とする養豚奨励、高原蔬菜の栽培奨励、という三方向から展開された。なかでも、1931年から開始された稲作品評会は、自創事業で創設された水田すべてを対象に行われ、5年間ごとの最高増収率を競うものとされた³³⁾。組合員は、増収をめざす競争主義的・業績主義的規範のもとで、経営改善の能動的かつ自発的な担い手として活動することが期待されたのである。

これまでみた第一、第二の事業は、農業生産と経営に関わる領域のものであり、農業生産力の増進と農業経営多角化を主目的としていた。それらに対し第三の共同出荷事業は、市場への対応条件を整備し、農産物の価格形成への関与を強めるための流通政策と位置づけられよう。

御代田村では、1920年代後半から30年代にかけて新商品作物として高原蔬菜の生産が発展しつつあったことは前述した。また、恐慌下の蕪価崩落による養蚕業への壊滅的打撃のなかで、新たな商品生産の定着・進展は、村経済にとって焦眉の課題であった。こうした動向のもとで、1930年に御代田村ほか4か村を区域とする浅間農産物出荷組合が結成され、京浜・関西市場への販路拡大と、それを梃子とする生産・流通の両過程の組織化が実現された。ちなみに、出荷組合御代田支部の出荷の中心は、東京・横浜向けの甘藍・トマト・馬鈴薯・白菜・早漬大根といった品目であり³⁴⁾、これらは1930年代半ばには、村内販売額のほぼすべてが共同販売によるものとなる³⁵⁾。

自作農組合は、組合員を出荷組合支部の結成とともに加入させることを総会で決議し、いわば自作農組合員が支部の母体となることによって、農産物の共同出荷を奨励していった。1935年を例にとり、経営規模別の組合員1人あたりの平均出荷額をみると、1.5～2町経営層が最多であり、それに7反～1町、1～1.5町層が続いている³⁶⁾。すでにみたように、本村の自創対象農家

は、7反～1.5町経営層に量的比重がかかっていた。このような自創の中心的階層が核となり、共同出荷事業の推進主体として、積極的にコミットしていったことがわかる。自作農組合は、農産物の都市向け共同出荷を媒介に、組合員の農業生産・流通を組織化することにより、農業経営の商品市場への対応力を高める措置を展開していったのである。

以上のような、三領域で進められた勸業・農事改良事業により、自創農家の貸付資金償還能力は充実し、景気の回復傾向とも相俟って、1937年から滞納額は著しく減少する³⁷⁾。自作農組合は、創設農家の互助的な共済事業＝資金貸与については、昭和恐慌期に十全に機能しえなかったものの、農事改良事業による営農条件の向上と償還力強化の側面では、効果をあげることができたといえよう。こうして、創設農家である小作・自小作層は、資金償還を担保する農事改良事業に誘導されながら、自作農組合を媒介として、農村の社会秩序のなかに安定的に定置されていったのである。

V. おわりに

本稿の考察の結果を、以下まとめておこう。

御代田村の自創事業は、開始からおよそ数年の間に集中的に行われ、最終的には村内の小作地の十数パーセントを自作地化した。事業を押し進める内的要因となったのは、小作地率の高さ＝地主・小作関係の高度な展開と、とくに不在地主による村内小作地取得によってもたらされた農村秩序の動揺と、危機意識の昂進であった。

まず初発において、不在地主所有小作地を減少させることを象徴的に掲げて、事業への全村的な合意を調達しながら、同時に在村地主所有地へも対象を拡げていき、その結果、典型的には0～3反所有・7反～1.5町経営の小作農が3～5反所有・7反～1.5町経営の小作・自小作農化するということかたちを

とり、総体として小作層の微減・自小作層の微増という農民の階層変動が生じた。

こうして、地主の土地売却・小作人の土地購入による、小作地率の低下や零細土地所有層の増加、小作の自小作化といった事態が一定進展したが、しかし、土地所有関係全体からみると、なお事業の限定的・微温的性格という評価は免れないであろう。また、償還金年賦の水準も、おおむね従来の小作料負担より低いとはいえ、農家経営にとっては決して軽いものではなかった。

自作農組合は、このような創設農家の資金償還を確保するための社会的装置として設置された。創設農家にとって、償還を継続し、自作地の所有・拡大を可能にするには、自作農組合への参加を通じて自己の農業経営を前進させることが不可欠であった。そして、この過程で、創設農家は自作農組合の能動的成員へと転化し、償還完遂と自創事業の完了、そのための経営的前進という新たな規範秩序を自ら形成することになったのである。

御代田村の自作農組合は、共済事業については大きな限界があったが、農事改良事業による営農条件の向上と償還力強化では、効果をあげることができた。創設農家である小作・自小作層は、資金償還を担保する農事改良事業に自発的に誘導されながら、自作農組合を媒介として、農村の社会秩序のなかに安定的に包摂・定置されていったのである。

本村でみられた、自作農組合を媒介とする農村統合の事例が、いかなる一般性と特殊性をもちうるかは、道府県レベル、あるいは全国レベルにおける自作農組合の普及の広さと深度のなかで改めて位置づけなければならない。今後の課題としたい。

〔注〕

- 1) たとえば、小倉武一は、自創政策の立案過程を詳細に跡づけた後、「自作農創設政策は、地主的土地所有を前提とするかぎり、地主的土地所有権の無花果の葉のごときのものである」と結論した（『土地立法の史的考察』、『著作集 第二巻』農文協、1982年、274頁、原著は1951年）。また、暉峻衆三は、「農民の小土地所有者とし

ての側面を維持・培養しつつ地主小作間の階級矛盾と体制的危機を緩和し、あわせて地主の転身を有利にするねらいをもって登場したのであるが、財政上の制約からしてもその事業規模は限定されたものにならざるをえなかった」としている（『日本農業問題の展開 上』東大出版会、1970年、303頁）。なお、こうした評価に対して、鈴木邦夫は、「一定の歴史的条件さえあれば自創事業は積極的に農民層が利用しうるもの、農民的利益に基づいて土地買取をなしうるものとして存在する場合もあった」として、「農民運動が主体的にいか政策と対峙し、かつ反作用を政策に及ぼしていったのかという視点」から、農民運動のなかで小作農民が積極的に自創を要求した事例を分析した（「農民運動の発展と自作農創設」、『土地制度史学』第85号、1979年、引用は17頁）。また、西田美昭も、具体的な地主・小作間の対抗関係のなかで、農民的利益あるいは地主的利益に沿うという、自創の二方向が生まれることを示した（『近代日本農民運動史研究』東大出版会、1997年、第4章）。本稿は、小作争議地における自創事業を対象としていないため、小作争議という具体的な地主・小作間の対抗の場において、農民的利益を実現する自創が存在しえたか否か、という論点には触れえない。この点については、他日を期したい。

- 2) 自作農共済組合は、「自作農地創設維持者ハ長期ニ亘リ借入金ノ償還スヘキモノナルヲ以テ其ノ間経済事情ノ変動、凶作其ノ他各種ノ災害ニ遭遇スヘク斯ル場合ニ処シテ遺憾ナキヲ期スル為ノ一方法トシテ資金ノ償還確保、相互共済ノ他農事改良ヲ目的」（農林省農務局『自作農地創設維持者ノ組織スル組合ニ関スル調査』1937年）として、農林省の方針のもとに組織された。
- 3) 「本施設〔自創事業のこと——引用者〕ノ適切ナル運用ハ農村ノ自治、産業ノ発展ニ貢献スルトコロ少クナイ。北佐久郡御代田村ニ於ケル自作農創定事業ハ其ノ好事例デアル」（長野県内務部『昭和九年三月 自作農創設維持便覧』、『長野県史 近代史料編 第五卷（二）産業 農業』695～697頁所載）。なお、本稿で使用する自創関係の御代田村役場文書は、注・表の出典において以下の番号で略記する。

- ① 御代田村役場 『昭和参年度 自作農関係書類綴』
- ② 御代田村 『昭和五年 自作農創設維持資金に関する書類』
- ③ 御代田村農会 『昭和六年 自作農ニ関スル書類綴』
- ④ 御代田村 『昭和七年度 自作農綴』
- ⑤ 御代田村農会 『昭和八年 自作農関係綴』
- ⑥ 御代田村農会 『昭和九年度 自作農関係書類綴』
- ⑦ 御代田村農会 『昭和拾年 自作農関係綴』
- ⑧ 御代田村々農会 『昭和拾参年度 自作農書類綴』
- ⑨ 御代田村役場 『昭和拾参年度 自作農関係綴』
- ⑩ 御代田村々農会 『昭和拾四年度 自作農綴』

- ① 御代田村役場 『昭和十六年度 自作農綴』
- ② 御代田村役場 『昭和十七年度 自作農関係書類』
- 4) 長野県史刊行会『長野県史 通史編 第九卷 近代三』（1990年）175頁。
- 5) 長野県経済部『昭和十年五月 長野県産業経済概要』（前掲『長野県史 近代史料編 第五卷（二）産業 農業』707～708頁所載）。
- 6) 前掲『長野県史 通史編 第九卷 近代三』176～177頁。
- 7) 『昭和十年五月調 御代田村勢一覽』。
- 8) 1929年の数値。内閣統計局『農業調査結果報告』（1930年）。
- 9) 前掲『昭和十年五月調 御代田村勢一覽』。
- 10) 『御代田村誌 全 歴史編 現代編』（1958年）467頁。とくに、1930年代に入ると高原蔬菜は販路が拡大され、京浜・関西市場に出荷されるようになる。この点は、後述するように自創事業の展開と密接な関わりをもつ。
- 11) 御代田村『昭和十一年四月 御代田村経済更生計画及其実行費』。
- 12) 前掲内閣統計局『農業調査結果報告』（1930年）。
- 13) 前掲『昭和十年五月調 御代田村勢一覽』。
- 14) 「欧州大戦以後時代ノ風潮ニ藉ラレテ村民ハ輕薄ニ流レ、各種ノ投機的事業ニ手ヲ出シテ倒産スルモノ統出シ、田畑ハ他町村ノ手ニ移リ……農村ノ不況ニ赴クニ從ヒ村民ノ氣風ハ益々頽廢シ、村治上産業上誠ニ憂フベキモノガアツク……」（前掲長野県内務部『昭和九年三月 自作農創設維持便覧』、『長野県史 近代史料編 第五卷（二）産業 農業』695頁。ただし、近隣農村では小作争議があったものの、本村では1920年代を通じて起こっていない（①）。
- 15) 「御代田村自作農創設維持計画」（①所収）。
- 16) 「自作農創設維持資金貸付ニ関スル陳情書」（1928年4月27日、村長→県知事、①所収）。佐久銀行の土地取得には、つぎのような経緯があった。「当該年度ハ特別ノ理由トシテ隣村小沼村ノ或ル大地主ガ財産整理ノ為メ自己所有ノ土地ノ全部ヲ佐久銀行ニ提供シ銀行ハ之ヲ所有スルニ至レリ」。
- 17) ①。
- 18) 1928年度は①、41年度は②による。1929・40年度は不明。
- 19) 「御代田村自作農創設維持資金貸付規程」（①所収）。
- 20) 同上。
- 21) ①。
- 22) 前掲「規程」。
- 23) 同上。
- 24) ①。
- 25) 「御代田村自作農創設維持共済組合沿革」（⑤所収）、『昭和四年二月 御代田村自

作農創設維持共済組合同規約』。

- 26) 1939年度の収支予算を例にみると、収入の約4割が村補助金として計上されている(⑩)。
- 27) ④。
- 28) ⑤。
- 29) ④。
- 30) 同助成金の内容については、『農林水産省百年史 中巻』(農林統計協会, 1980年) 267~268頁参照。
- 31) 農林省農務局『自作農創設維持事例(其ノ一)』(1935年)。
- 32) 御代田村の経済更生特別助成事業は1936年度から始まり、同事業による土地改良(客土)は1936・37年度に合計41.2町歩施行された。この場合の経費構成は、助成金・借入金・村の自弁金がいずれも3分の1ずつであった(長野県経済部『経済更生特別助成事業成績発表座談会要録』1939年)。
- 33) ⑤。
- 34) 1931年の事例。御代田村『産業雑件綴』。
- 35) 御代田村役場『昭和十四年度 経済更生綴』。また、1936年の支部員は280名を数え、農家350戸の8割を組織している(長野県経済部『本県農村経済更生運動の実際』1936年)。
- 36) ⑦。
- 37) ⑩。